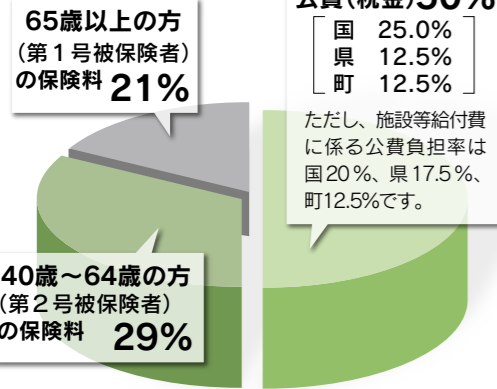


## 介護保険の財源



平成24～26年度の3年間に多古町で必要とされる介護サービスの総費用は、36億3,100万円です。  
なお、地域支援事業費を含めると、全体で37億900万円となります。

★普通徴収の方は、便利で確実な口座振替をご利用ください!!

### 取扱金融機関

千葉銀行、京葉銀行、佐原信用金庫の各本・支店、多古町農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局

### 手続き方法

役場または取扱金融機関にある「口座振替依頼書」を記入の上、お申し込みください。

### 手続きの際に必要なもの

介護保険料の納付書、口座振替をする通帳、通帳の届出印

## 介護保険料の納付方法

年金の受給額によって「特別徴収」または「普通徴収」に分かれます。

### 特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより保険料を納めていただく「特別徴収」となります。天引きの対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。(老齢福祉年金は、天引きの対象になりません。)

- 年額保険料を年金受給月の6回に分けて、年金から天引きさせていただきます。
- 特別徴収の対象者になると、おおむね6カ月後から天引きが開始されます。

### 普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書により保険料を納めていただく「普通徴収」となります。また、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金を受給していない方や、老齢福祉年金を受給している方も普通徴収となります。

- 年額保険料を7月から2月までの8回に分けて納めていただきます。
- 町(税務課)から納付書を送付します。取扱金融機関などで現金または口座振替により納めてください。

## 介護保険の マメ知識

★特別徴収の  
仮徴収  
本徴収  
とは?

4月  
↓  
6月  
↓  
8月  
↓  
10月  
↓  
12月  
↓  
2月

### 仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の方の介護保険料は、町民税の課税所得が確定する6月以降に決定します。

したがって、4月・6月・8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを「仮徴収」といいます。

今年度は、保険料が増額改定されるため、4月・6月は、昨年度の2月期と同額とした上で、8月は本算定賦課を想定して算定した額とし、保険料の平準化に努めます。

### 本徴収(本算定賦課)

10月・12月・2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を控除した額を3回に分けて徴収します。これを「本徴収」といいます。



## 平成24年度から 介護保険料が 変わりました!!

介護保険制度は、介護が必要となった方が安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支えていくための制度です。

介護保険の財源のうち、50%を占めるのが40歳以上の方に納めていただく「介護保険料」ですが、そのうち65歳以上の方(第1号被保険者)に納めていただく保険料の基準額については、必要とされる介護サービスの総費用に応じて、各市町村が3年ごとに見直しを行うことになっており、平成24年度はその見直しの年に当たります。

高齢化が進む多古町では、介護サービスの利用者数や利用量が年々増加しており、今後3年間に必要とされる介護サービスの総費用は36億3,100万円と推計されます。

これにより、平成24年度から65歳以上の方(第1号被保険者)の基準額をこれまでの年額39,480円から48,900円へ改定することとなりましたので、ご理解の上、納付いただきますようお願いいたします。

### 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

区分	対象者	年額保険料	
		平成23年度	平成24年度から26年度
第1段階	●生活保護の受給者 ●世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	19,680円 【基準額×0.50】	<b>24,420円</b> 【基準額×0.50】
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	19,680円 【基準額×0.50】	<b>24,420円</b> 【基準額×0.50】
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	29,640円 【基準額×0.75】	<b>36,600円</b> 【基準額×0.75】
第4段階	●本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	35,520円 【基準額×0.90】	<b>43,980円</b> 【基準額×0.90】
	●本人が町民税非課税で、世帯内に町民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	39,480円 【基準額×1.00】	<b>48,900円</b> 【基準額×1.00】
第5段階	●本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	49,320円 【基準額×1.25】	<b>61,080円</b> 【基準額×1.25】
第6段階	●本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	59,280円 【基準額×1.50】	<b>73,320円</b> 【基準額×1.50】

### 【主な改定内容】

- ①介護従事者の処遇改善や人材確保を図るため、平成24年度から介護報酬が全体で1.2%引き上げられました。
- ②第5・6段階における対象者の合計所得金額が200万円から190万円に変更されました。

●お問い合わせ 保健福祉課介護保険係 ☎ 76-3185  
税務課課税係 ☎ 76-5402